

砂川市ホームページ広告掲載の取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、砂川市公式ホームページ（以下「ホームページ」という）の広告掲載に関し、砂川市広告物掲載の取扱いに関する基本要綱（平成18年訓令第5号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び内容)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうことのないもので、かつ、砂川市の地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上に資するものとする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページで市長が指定した位置とする。ただし、市長が特に認めた場合は、トップページ以外に、広告を掲載することができる。

(広告の枠数、掲載料、規格及び規制)

第4条 掲載する広告の広告枠数、掲載料及び規格は次のとおりとする。

- (1) ホームページのトップページにおける広告枠数は、最大6枠とする。
- (2) 掲載料金（1枠）

トップページ	1か月当たり	10,000円
トップページ	契約期間が6か月の場合、1か月当たり	8,000円
トップページ	掲載後1年以上が経過し、さらに契約を延長する場合、1か月当たり	7,000円
トップページ以外	1か月当たり	5,000円

- (3) 規格（1枠）
サイズ 縦60ピクセル、横223ピクセル
容量 30KB以内
形式 GIF、JPEG、PNG形式

- (4) 制限 全て静止画像とし、Java及びJavaScriptを使用したもの、高速振動、高速点滅イメージ、アラートマーク等のエラー表示イメージのものは使用不可とする。
- (5) 広告掲載の申込みが前号に規定する枠数を超えたときは、要綱第8条及び第9条の規定により決定する。ただし、当該規定によりがたいと認めるときは、抽選により決定する。

(広告の作成及び提出)

第5条 広告は、前条第3号及び第4号の基準に基づき広告主が作成し、市が指定する期日までに提出するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月単位で最長6か月とし、更新を妨げない。

2 広告掲載期間中に、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、次のとおり掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	掲載延長期間
連続して3時間以上24時間未満	1日
連続して24時間以上	閉鎖日数+1日

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。